

イグザミネー規定

1. 目的

この規定は、全日本インラインスキー連盟(以下「連盟」という)定款第2章第5条(3)・(4)及び第3章第6条に基づき、Top Instructor、Advance Instructor、First Instructor取得受験者への指導、検定、講習を担当するイグザミネーを認定するためにこれを定める。

2. 任務

イグザミネーは、インストラクター検定会及び集合講習、イグザミネー認定会、インストラクターズクリニック、各種講習会を担当する。

(1) Super Examiner

- イ. すべてのインストラクター検定会の検定員及びすべての集合講習の講師
- ロ. Examiner資格のイグザミネー認定会の講師
- ハ. インストラクターズクリニックの講師

(2) Examiner

- イ. First InstructorとAdvance Instructor検定会の検定員及びそのレベルの集合講習の講師
- ロ. First InstructorとAdvance Instructorのインストラクターズクリニックの講師

3. 認定資格

- (1) Super Examinerは、Top Instructorの資格を有する者及び教育部が推薦し、理事会で承認された者。
- (2) Examinerは、Advance Instructorの資格を有する者及び教育部が推薦し、理事会で承認された者。

4. 認定

認定会を実施し、教育部で審査し、理事会の議決を経て会長が認定する。

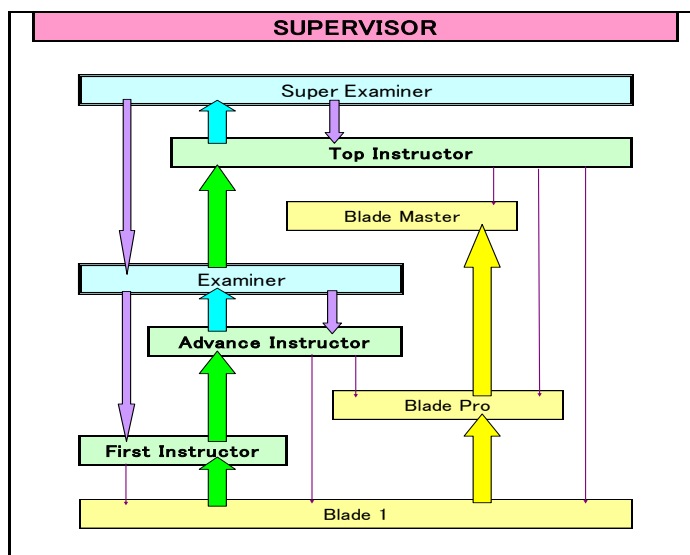
5. 任期と義務

- (1) 取得した資格は永久資格とする。資格任期は、取得した年度を入れて3年とする。
- (2) 3年以内にインストラクターズクリニック(3単位)を受講することにより資格任期を延長することができる。但し、次の資格検定会及び認定会参加もインストラクターズクリニック参加と置き換えることができる。
- (3) クリニック受講義務を履行できない場合、年会費を滞納すると資格が停止される。
- (4) 資格停止の解除は、クリニック未受講の場合はインストラクターズクリニックを受講することにより、会費未納の場合は、入会金及び年会費を支払うことにより行うことができる。
- (5) 連盟の行事に積極的に協力することが不可能となったときに、自らがこの資格を返還する。

6. 認定の取消し

任期の途中にかかわらず、教育部が不適合と認めた者は、理事会の議決を経て、認定を取消することができる。

σ・Ã¥Ð・σS・Ã¥µ



↓ P・σS・Ã¥µ

↑ Pσ・BσµÃ¥µ